



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

453	新道路の供用開始	(道路保全課)
454	道路の区域変更	(")
455	新道路の供用開始等	(")
456	道路の区域変更	(")
457	新道路の供用開始等	(")
458	道路の区域変更	(")
459	新道路の供用開始等	(")
460	道路の区域変更	(")
461	新道路の供用開始等	(")
462	道路の区域変更	(")
463	新道路の供用開始等	(")
464	道路の区域変更	(")
465	新道路の供用開始等	(")
466	道路の区域変更	(")
467	新道路の供用開始等	(")
468	道路の区域変更	(")
469	新道路の供用開始等	(")
470	道路の区域変更	(")
471	新道路の供用開始等	(")
472	道路の区域変更	(")
473	新道路の供用開始等	(")
474	道路の区域変更	(")
475	新道路の供用開始等	(")
476	道路の区域変更	(")
477	新道路の供用開始等	(")
478	道路の区域変更	(")
479	新道路の供用開始等	(")
480	道路の区域変更	(")
481	新道路の供用開始等	(")
482	道路の区域変更	(")
483	新道路の供用開始等	(")
484	道路の区域変更	(")
485	新道路の供用開始等	(")
486	道路の区域変更	(")
487	新道路の供用開始等	(")
488	道路の区域変更	(")
489	新道路の供用開始等	(")
490	道路の区域変更	(")
491	新道路の供用開始等	(")

492	道路の区域変更	(")
493	新道路の供用開始	(")
494	道路の区域変更	(")
495	新道路の供用開始等	(")
496	道路の区域変更	(")
497	新道路の供用開始等	(")
498	道路の区域変更	(")
499	新道路の供用開始等	(")
500	道路の区域変更	(")
501	新道路の供用開始等	(")
502	道路の区域変更	(")
503	新道路の供用開始等	(")

告 示

和歌山県告示第453号

平成19年和歌山県告示第208号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち有田郡有田川町大字天満字今城町299番1地先から同町大字土生字新谷の段37番4地先までまでの延長239.00メートルについては、平成20年4月1日から供用を開始する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メー トル	メー トル	
有田郡有田川町大字西ヶ峯字下雨総752番1地先から同町大字西ヶ峯字川崎774番地先まで	旧	2.80 } 8.20	143.30	
同上	新	9.60 } 16.60	143.30	

和歌山県告示第455号

平成20年和歌山県告示第454号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第456号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字川口字白井原297番1地先から同町大字川口字白井原331番1地先まで	旧	5.70 ∩ 12.50	146.40	
同上	新	9.90 ∩ 16.20	146.40	

和歌山県告示第457号

平成20年和歌山県告示第456号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

		メートル	メートル	
海草郡紀美野町井堰字森脇535番1地先から同町井堰字森脇287番3地先まで	旧	8.20 ∩ 19.50	82.15	
同上	新	8.40 ∩ 19.70	82.15	

和歌山県告示第459号

平成20年和歌山県告示第458号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町樋下字垣内15番9地先から同町樋下字垣内8番5地先まで	旧	3.70 ∩ 5.70	38.99	
同上	新	4.65 ∩ 13.00	38.99	

和歌山県告示第461号

平成20年和歌山県告示第460号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第462号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 広川川辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡広川町大字下津木字沼田421番1地先から同町大字下津木字寺仙谷552番1地先まで	旧	4.50 } 21.00	638.50	
有田郡広川町大字下津木字沼田413番7地先から同町大字下津木字寺仙谷690番1地先まで	旧	9.50 } 14.20	680.00	寺仙橋 L=8.35 沼田橋 L=46.00 新塚野原橋 L=27.00
同上	新	9.50 } 14.20	680.00	同上

和歌山県告示第463号

平成20年和歌山県告示第462号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第464号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡広川町大字唐尾字鈴河西原1567番5地先から同町大字唐尾字塩釜1337番5地先まで	旧	3.90 } 20.30	701.50	
同上	旧	9.70 } 31.10	530.00	鈴子大橋 L=72.50

同上	新	9.70 } 31.10	530.00	同上
----	---	--------------------	--------	----

和歌山県告示第465号

平成20年和歌山県告示第464号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第466号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡広川町大字唐尾字宮代1321番1地先から同町大字唐尾字若宮1109番6地先まで	旧	4.50 } 5.00	558.00	
有田郡広川町大字唐尾字塩釜1337番5地先から同町大字唐尾字森下221番3地先まで	旧	12.90 } 46.40	773.12	
同上	新	12.90 } 46.40	773.12	

和歌山県告示第467号

平成20年和歌山県告示第466号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第468号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高田相賀線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市相賀字川内出張974番2地先から同市相賀字小阪339番1地先まで	旧	3.10 } 10.00	420.00	出張橋 L=5.00
同上	新	8.20 } 16.50	420.00	出張橋 L=9.30

和歌山県告示第469号

平成20年和歌山県告示第468号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字長井字宮ノ前457番1地先から同町大字長井字上長井176番1地先まで	旧	5.20 } 37.20	1,280.00	
同上	旧	11.00 } 90.00	540.00	河鹿橋 L=138.10 川蟬橋 L=210.00
同上	新	11.00 } 90.00	540.00	河鹿橋 L=138.10 川蟬橋 L=210.00

和歌山県告示第471号

平成20年和歌山県告示第470号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字滝免159番地先から同町大字川関字滝免154番地先まで	旧	8.70 } 12.10	212.00	
同上	新	8.70 } 19.50	212.00	

和歌山県告示第473号

平成20年和歌山県告示第472号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
-----	------	---------------	------------	-----

	別	メートル	メートル	
新宮市熊野川町西字古川118番7地先から同市熊野川町西字五味123番地先まで	旧	3.40	100.00	
		7.00		
同上	新	4.60	100.00	
		14.00		

和歌山県告示第475号

平成20年和歌山県告示第474号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 那智勝浦熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町赤木字池ノ尻1584番2地先から同市熊野川町椋井字高畑589番2地先まで	旧	4.00	1,000.00	
		17.00		
同上	新	9.20	1,000.00	
		66.45		

和歌山県告示第477号

平成20年和歌山県告示第476号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 那智勝浦熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町赤木字加莉1755番地先から同市熊野川町赤木字池ノ尻1584番2地先まで	旧	6.10	250.00	
		10.80		
同上	新	9.10	250.00	
		12.10		

和歌山県告示第479号

平成20年和歌山県告示第478号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市且来字小ノ阪1185番1地先から同市且来字小ノ阪1201番地先まで	旧	6.00	168.00	
		12.40		
同上	新	12.40	163.00	
		52.35		

和歌山県告示第481号

平成20年和歌山県告示第480号(道路の区域変更)で告示

示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
海南市下津町笠畑字上垣内346番1地先から同市下津町笠畑字上垣内352番1地先まで	旧	2.80 } 7.70	55.00	
	新	3.20 } 10.30		

和歌山県告示第483号

平成20年和歌山県告示第482号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
有田郡有田川町大字東大谷114番3地先から同町大字東	旧	5.20 } 20.00	20.00	
	新			

大谷114番1地先まで		6.60		
同上	新	9.30 } 16.30	20.00	

和歌山県告示第485号

平成20年和歌山県告示第484号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル		
有田郡有田川町大字谷字泓754番1地先から同町大字谷字泓754番5地先まで	旧	2.00 } 3.40	56.20	
	新	3.50 } 8.70		

和歌山県告示第487号

平成20年和歌山県告示第486号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾川字モミ畷152番1地内	旧	4.10 } 18.30	24.50	
同上	新	8.80 } 20.30	24.50	

和歌山県告示第489号

平成20年和歌山県告示第488号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第490号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字和佐字銀杏之本547番2地先から同町大字入野字大山63番1地先まで	旧	3.90 } 22.00	431.00	入野橋 L=364.75
日高郡日高川町大字和佐字銀杏之本547番2地先から同町大字入野字大山59番2地先まで	旧	9.50 } 10.80	396.00	入野橋 L=347.30
同上	新	9.50 } 10.80	396.00	入野橋 L=347.30

和歌山県告示第491号

平成20年和歌山県告示第490号(道路の区域変更)で告示

した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字西ノ地字坊丈147番5地先から同町大字西ノ地字門前2330番1地先まで	新	8.20 } 18.10	420.00	(仮称)坊丈橋 L=69.20

和歌山県告示第493号

平成20年和歌山県告示第492号(道路の区域変更)で告示した道路のうち日高郡印南町大字西ノ地字坊丈2317番地先から同町大字西ノ地字門前2330番1地先までの延長220.00メートルについては、平成20年4月1日から供用を開始する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第494号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字谷字泓750番3地先から同町大字谷字泓747番1地先まで	旧	2.20 } 4.70	34.00	

同上	新	5.00 } 8.80	34.00		
----	---	-------------------	-------	--	--

和歌山県告示第495号

平成20年和歌山県告示第494号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字市洞970番1地内	旧	3.10 } 4.20	191.67	
同上	新	9.46 } 12.50	191.67	

和歌山県告示第497号

平成20年和歌山県告示第496号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 梶取崎線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡太地町大字太地38番1地先から同町大字太地3728番地先まで	旧	6.90 } 27.00	150.00	
同上	新	13.50 } 30.50	150.00	

和歌山県告示第499号

平成20年和歌山県告示第498号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 紀伊有田停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町有田字東地572番2地先から同町有田字東地575番地先まで	旧	4.40 } 4.60	30.00	
同上	新	5.00 } 9.80	30.00	

和歌山県告示第501号

平成20年和歌山県告示第500号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員		延 長	備 考
		メートル			
海南市下津町大窪19番地先から同市下津町大窪94番地先まで	旧	4.00 }	13.00	242.60	
同上	新	5.85 }	8.00	218.50	

和歌山県告示第503号

平成20年和歌山県告示第502号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月5日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸